

山梨市屋内温水プールにおける感染拡大予防ガイドライン（7月1日～）

令和2年6月1日

改訂 令和2年6月19日

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症予防のため、山梨市が管理する社会体育施設における感染予防対策及び感染状況に応じた利用条件等を記したものである。作成にあたり令和2年5月14日付けでスポーツ庁からだされた「社会体育施設の再開に向けたガイドライン」を参考に場面ごとの具体的な予防対策や利用条件を規定したものです。

また、利用にあたっては5月14日付けで公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が策定した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」においては、各スポーツ団体が同ガイドラインに従ってスポーツ活動を行うこと、特に中央競技団体が、必要に応じ、同ガイドラインを参考に、特性に応じた各競技別のガイドラインの作成に取り組むことが求められておりますので、利用者においても、これらのガイドラインについても把握し利用の参考にさせていただけるようお願いいたします。

なお、このガイドラインについては、感染状況等を勘案し段階的に緩和することとなりますのでご理解ください。

【3密の回避】

（1）密閉の回避

- 1 利用中は、常時換気装置（換気扇等）を使用し、窓を常時開放することにより、1人あたりの毎時60m³の必要換気量を確保する。また、換気能力による各空間への入場人数の上限を定める。
 - ◎ プール 100人（床面積 792 m²） 換気扇 6,060m³/h×4、換気用窓 21
床面積及び換気能力から180人であるが、「山梨市公共施設における感染拡大予防ガイドライン」の屋内施設の上限値が100人のため。
- 2 更衣室は換気設備を常時稼働させ、窓やドアを開けるなどして換気を十分に行う。
 - ・ロッカーは1つおきに使用を制限して間隔を空け、入室者は男女それぞれ下記のとおりとし、3つの密が生じないようにする。
 - ◎ 男性 5人（床面積 15 m²）、排風機 580m³/h、換気用窓 無
 - ◎ 女性 9人（床面積 29 m²）、排風機 580m³/h、換気用窓 2
 - ◎ 障害者 1人（床面積 5 m²）、排風機 170m³/h、換気用窓 無
- 3 近距離での人と人の接触がないよう、注意書きを掲示し、指導する。

（2）密集の回避

① 入場の制限。

- ・保護者・応援者・送迎者等については、極力施設敷地外での待機をお願いする。

- ・ 入場時刻を入場者名簿に記載する。
 - ・ 滞在時間が超過する場合には、スタッフから退館を促す。
- ② 人の密集を減らすために施設内の各エリアの入り口に注意書きの掲示、従業員による監視、指導を行う。

密接の回避

- ① 人と人との距離の確保
- ・ 最低1m（マスク着用のない場合は2m）の対人距離を確保する。
 - ・ 受付（フロント）では、待機場所を1m以上離して配置し、マスク着用を遵守する。
 - ・ トレーニングマシンの配置間隔を1m以上確保して対応する。配置間隔が1m以上保てない場合は使用する台数を制限し間隔を確保する。
 - ・ フリーウエイトエリア、特にダンベル周囲は1m以上の間隔を空けるよう制限する。
 - ・ プール内、プールサイドでは、人と人との距離を十分に確保し、密にならないようにする。
 - ・ スイミングスクールでの準備体操は、プールサイドにて間隔を広く取り行う。
- ② 受付（フロント）は、透明ビニールカーテンで遮断する。
- ③ 近距離での会話や大声による発声を避ける。

【利用条件】

- ① 大会及びイベントを目的とした利用は、主催者（利用者）において施設のガイドラインや各業界で作成されたガイドラインを参考に感染予防対策を書面で提出し、感染予防が図れると判断できる場合には利用可能とする。
- ② 施設（敷地）への入場人数は、それぞれの施設ごとの上限以内とする。
- ③ 利用者を特定できるように利用者リストを作成し行政機関が求めたときには提出すること。
- ④ 使用前後は、清掃に加えて使用部分（道具・器具やドアノブ等）の消毒を行うこと。
- ⑤ 本ガイドラインを理解し同意書を提出できる場合。

【その他の感染防止対策】

- ① 利用時間を厳守する。
- ② 手洗い・手指消毒
- ・ 職員（従業員）は出勤時、トイレ使用后、施設清掃後、利用者への指導前後は必ず手洗いや手指の消毒を行う。
 - ・ 利用者は、トイレ使用后、運動前後、ロッカールーム使用前に必ず手洗いや備え付けの消毒液又は持参した消毒液にて手指の消毒を行う。
 - ・ プールの塩素（次亜塩素酸ナトリウム）の残留濃度を1時間毎にチェックし、厚生労働省の定める安全基準に合わせるように衛生管理する。
 - ・ プールから退水後は、シャワーをしっかりと浴び全身をくまなく洗う。

- ③ 施設に備付けのスポーツ用具を利用する場合は利用後に消毒する。(トレーニングセンター内の器具は利用者各自で行うこと。)
- ④ 職員(従業員)及び利用者はマスクの着用を遵守する。(運動中は可能な範囲で)
- ・利用者は入館時にはマスク着用する。(マスク非着用者は入館できない)
 - ・トレーニング時に、マスク着用が困難な場合には、必ず2m以上間隔を空ける。1mの距離を確保して配置しているトレーニング機材を利用の場合は、1台おきの利用とする。
- ⑤ 観客席等の利用はできない。
- ⑥ 施設内での飲食については禁止(熱中症予防の水分補給を除く)。
- ⑦ ゴミは全て持ち帰る。
- ⑧ 更衣室(ロッカールーム)使用の際には、時間をずらして使用することや人数制限を守って使用すること。
- ⑨ 体調チェック
- ・職員(従業員)は、業務開始前に検温・体調確認を行う。
(体温計は職場に用意し、必要に応じて検温する) 以下の場合には出勤を停止する。
- ア 発熱(平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止する。)
- イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・個人利用の入場者に対しては、入場時に体調チェックを行い入場者名簿に記入する。
検温していない入場者は、その場で検温する。利用者に発熱(平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある場合には施設利用が出来ない。
 - ・団体での利用の際は、団体の代表者は利用者の体温測定や事前確認を行うこと。利用者に発熱(平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある場合には施設利用が出来ない。
- ⑩ トイレの衛生管理
- ・不特定多数が接触する場所(便座、スイッチ、洗浄レバー等)は、1時間に1回清拭消毒を行う。
 - ・通常のトイレ清掃だけでなく、定期的な確認を行い、必要に応じて、再度清掃、消毒を行う。
 - ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう注意書きを掲示する。
 - ・ハンドドライヤーの使用を禁止する。
- ⑪ アメニティ類、タオル貸出しを禁止し、各自で対応するよう注意書きを掲示し指導する。
- ⑫ 休憩スペースのリスク軽減
- ・席の間隔を空けて1m以上離れて使用する。(マスク着用のない場合は2m)
 - ・常時玄関のドアや窓を開放し、テーブルやいすは1時間に1回定期的に消毒する。
- ⑬ 施設・器具の清掃消毒

- ・ 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を高濃度エタノールや次亜塩素酸にて清拭消毒する。トレーニング機材、ダンベル、バーベル、マットは使用毎利用者が消毒し、職員（従業員）が確認する。
- ・ カウンターテーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気スイッチなどは、職員（従業員）が1時間に1度消毒する。
- ・ 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てる。
ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後はせっけん及び消毒用アルコール等で手洗い又は消毒する。

⑭ チェックリストの作成、確認

- ・ チェックリストに従い毎日確認を行い、毎週市（生涯学習課）に提出する。

⑮ その他

- ・ タオル等のレンタル品貸出しは行わず、利用者は持参して使用する。

【利用者及び職員に感染者が発生した場合】

- ・ 利用者及び職員に感染者が発生した場合には、施設を閉鎖し、保健所の指導を受け施設内の消毒を行う。
- ・ 施設の利用再開については、保健所の指導を受け開始する。
- ・ 職員及び利用者は、県が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。利用者名簿（氏名・住所・連絡先）を作成して1ヵ月保管し、行政機関の求めに応じて提出すること。

※感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと。これらを遵守できない利用者には、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の利用を取り消すことがあります。